

重度障がい者医療費助成制度

問 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)



次の対象者に医療費の自己負担金の一部を助成します。なお、この制度には所得制限があります。

■対象者

3歳以上で次のいずれかの障がい要件に該当する人

- ①身体障害者手帳(1・2級)
- ②精神障害者保健福祉手帳1級
- ③療育手帳A(知能指数35以下の人)
- ④身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1

※65歳以上は後期高齢者医療の被保険者が対象。

【新しい医療証を郵送します】

現在の医療証の有効期限は9月30日です。新しい医療証は、9月中に自宅または指定の送付先へ、緑色の封筒で郵送します。所得超過などで交付できない人には、8月に通知書を郵送しています。

■自己負担限度額 (1医療機関ごと。薬局は除く)

	3歳～中学3年	高校1年相当年齢～64歳	65歳以上
外来	500円/月	500円/月	無料
入院	500円/日 (月7日限度)	500円/日 (月20日限度)	500円/日 (月20日限度)

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、入院の自己負担限度額が異なる場合があります。

【65歳以上で障がいをお持ちの人へ】

65歳～74歳で一定の障がいがある人は、申請して後期高齢者医療広域連合から認定を受けた場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。医療費の自己負担割合は所得により1割・2割・3割のいずれかになります。

■申請できる人(次のいずれかに該当する人)

- ①障害基礎年金の1級または2級の人
- ②労働者災害補償保険法などによる障害(補償)年金などの受給が1級～4級の人
- ③身体障害者手帳の1級～3級および4級の一部の障がいに該当する人
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の人
- ⑤療育手帳のAに該当する人

※後期高齢者医療制度に加入すると、それまで加入していた健康保険の被保険者でなくなり、後期高齢者医療保険料の納付が必要となります。

優れた技能をお持ちの方を推薦してください

問 商工観光課 商工観光係 (Tel64-1523)



市は、長年にわたり同じ職業で技能や技術を磨き、後継者の指導育成にあたるなど、市の産業発展に貢献した人を「技能功労者」として表彰するため、候補者の推薦を募集します。

■対象となる職種

製造業、加工業、組立・修理業、建設業、土木業、運送業、農業、印刷・製本業、サービス業、運転業など

■表彰の要件

現在も対象の職種で働いており、令和5年11月1日時点で次の要件を満たす人

- ①市内に5年以上継続して居住している
- ②経験年数が30年以上
- ③優れた技能を持ち、ほかの人の模範と認められる

■募集期限 9月29日(金)

■推薦方法

技能職種団体や事業所からの推薦となります。推薦書を商工観光課に郵送または直接提出してください。推薦書はホームページまたは商工観光課で配布します。



マイナンバーカードを作りたい人のところへ出張します

問 市民課 住民係 マイナンバーカードサポート窓口 (Tel88-9739)



マイナンバーカード申請のために市役所に出向くことが難しい人をサポートするため、市職員が自宅や事業所、施設などを訪問して、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。

■対象

みやま市に住民票がある人

■自宅でカード受け取りを希望する場合の条件

- ①初めてマイナンバーカードを申請する人
- ②転居や婚姻などで、申請日から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がない人
- ③申請者が決めたマイナンバーカードの暗証番号を、市職員が代理入力することに了承できる人

■実施日時

平日・午前9時30分～午後4時

※顔写真の撮影を含め、1人当たり15分程度を予定。

■申し込み方法

希望日の2業務日前までに、市民課住民係の窓口へ電話(0944-88-9739)で申し込みください。

(※電源を借りる場合があります。)



■申請するときに準備するもの

- ①マイナンバー通知カード(持っている人のみ)
 - ②住民基本台帳カード(持っている人のみ)
 - ③本人確認書類(アから1点またはイから2点)
 - (ア)運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの公的な本人確認書類
 - (イ)健康保険証、介護保険証、医療証、年金手帳など
- ※必要な書類が揃わなかった場合などは、マイナンバーカードの受け取り場所は、市役所窓口となります。



年金生活者支援給付金制度

問 健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)、大牟田年金事務所 (Tel52-5294)



厚労省HP

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象

- ①老齢基礎年金を受給している65歳以上の人で、世帯員全員が市民税非課税かつ年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下の人
- ②障害基礎年金、遺族基礎年金を受給していて、前年の所得額が約472万円以下の人

■年金生活者支援給付金の問い合わせ
給付金専用ダイヤル(Tel0570-05-4092)

■請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受給できる人
対象者には、日本年金機構より9月初旬頃からお知らせが送付されます。同封のはがき(請求書)を提出してください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分までさかのぼって受給できます。
- ②これから年金を受給する人
年金事務所や市役所での年金の請求手続きと併せて手続きできます。

下水道や合併浄化槽への切り替えをお願いします

問 上下水道課 下水道係 (Tel.64-1533)



私たちが台所や洗濯、風呂などから流す生活雑排水は、河川や水路、海の水質汚濁の大きな原因の一つです。

市では、豊かな水辺環境の保全と公衆衛生の向上のため、地域の特性に応じて公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置事業を推進しています。

現在、公共下水道や農業集落排水施設の供用が始まっている地域の人は、下水道施設への接続をお願いします。

それ以外の地域に住んでいて、単独浄化槽または汲み取り式を使用している人は合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

補助金制度があります

■ 下水道施設への接続工事

供用が開始されてから3年以内に申請してください。
※各家庭の排水を下水道へ流すために必要な公共ますを設置していない人は、別途公共ますの工事が必要になる場合があります。

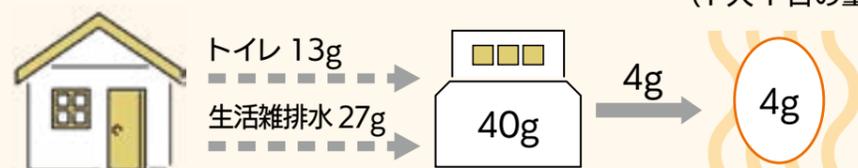
■ 合併処理浄化槽の設置

浄化槽の設置から維持管理までを市が行う地域(市町村設置型)と、浄化槽の設置に対して補助金を交付する地域(個人設置型)があります。
※個人設置型の地域の一部は将来的に下水道が整備されるため、補助金はありません。

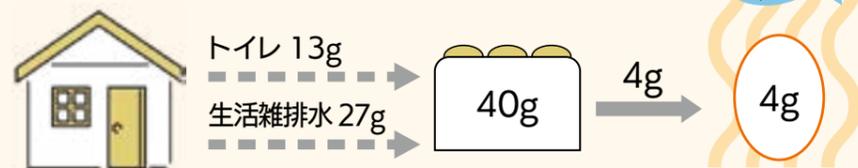
処理方法でこんなに違います

流れ出る汚れの量
(1人1日の量)

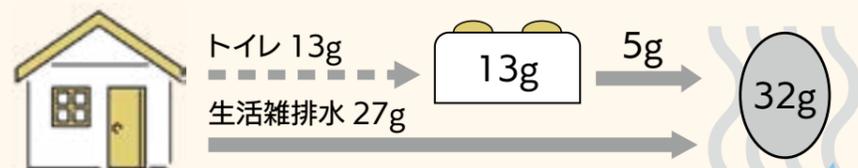
下水道の場合



合併浄化槽の場合



単独浄化槽の場合



汲み取り式の場合



※単独浄化槽や汲み取り式を、下水道や合併浄化槽に切り替えると、家庭からの汚れを減らすことができます。

みやま市奨学生を募集します

問 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel.32-9101)



高等学校などに修学する学生の支援と人材育成のために、奨学金制度を実施しています。この奨学金は、返済する必要はありません。ただし、他の制度による奨学金との重複は出来ません。

■ 対象

令和6年4月に高等学校などへ進学予定で、次の要件を満たす生徒

- ①保護者が市内に住所を有する人
- ②経済的理由により就学が困難な人(世帯全員の合計所得により判定)
- ③中学2年および3年の1学期(前期)の全教科成績評定平均値が5段階評価で概ね3.0以上の人
- ④学業に対する姿勢や生活態度が良好で、学校長の推薦に値する人

■ 給付月額 1万円

■ 給付期間 高等学校などの1年生から3年間
※高等専門学校は、1年生～3年生までの修業期間

■ 定員 12人(申請者多数の場合は選考)

■ 申請期限 10月30日(月)までに各中学校に提出

■ 申請書類

奨学金給付申請書と世帯員調書、添付書類
※申請書などは、市ホームページまたは各中学校や教育委員会(山川支所2階)で配布しています。

■ 添付書類

- ①世帯全員の収入額の確認書類(所得証明など)
※収入金額は令和4年1月～12月の収入額です。
※住民登録上同一世帯で、19歳以上(令和5年4月1日時点)の世帯員全員分が必要です。
- ②世帯員の身体障害者手帳の写し(持っている人のみ)



都市計画マスタープランを見直します

問 都市計画課 都市計画係 (Tel.64-1532)



みやま市都市計画マスタープランは、市の土地利用や都市整備に関することなど、20年後のまちの将来像やその方針などを定める、まちづくりの基本となる計画です。本市では平成23年3月に策定しましたが、近年の社会情勢や都市整備の状況の変化を受け、令和5～6年度にかけて見直しを行います。

【あなたの声を聞かせてください】

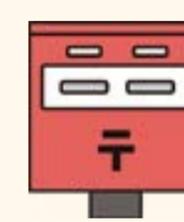
計画の見直しにあたり、市民の皆さまの意見を取り入れるため、2,000人を対象に郵送によるアンケート調査を実施します。9月中旬頃に発送予定です。お手元に届いた場合は、回答にご協力をお願いします。



用紙などを確認



回答や意見を記入



返信用封筒で返送